

高等教育コンソーシアム宮崎単位互換に関する実施要領

高等教育コンソーシアム宮崎単位互換に関する協定書第9条に基づき、単位互換の実施に関し、必要な事項を定める。

ただし、放送大学については放送大学が定める要領によるものとする。

I 提供科目

1. 提供科目の基本的考え方

提供科目の選定及び科目数の決定については、科目開設大学の判断とする。

2. 科目の種類

- ① 通常科目・・・・・・・・・・各大学が通常開講している科目
- ② コーディネート科目・・・・・・・・参加大学が協力して開講する科目

3. 開講時間帯

開講時間帯については、各大学の通常科目の時間帯とする。

なお、コーディネート科目については、別に定める。

4. 提供科目の提示

次年度に提供する科目については、所定の期日までに、電子メール等により高等教育コンソーシアム宮崎教育交流事業実施委員会へ提出する。

II 履修、試験等

1. 履修登録

(1) 出願資格

特別聴講学生として受入れるのは、参加大学の学生で次のいずれかの者とする。

- ①大学の学生（専攻科生、大学院生は含まない。）
- ②短期大学の学生（専攻科生を含む。）

ただし、専攻科生は、履修申請単位数の総合計を年間6単位とする。

- ③高等専門学校の4年次生、5年次生及び専攻科生

(2) 出願手続

出願の手続きは、所定の出願票で行う。学生は、所属大学の担当部署へ出願票を提出し、所属大学は集約の上、各科目開設大学へ送付する。

なお、単位互換科目への出願は、各期に分けて行う場合と、通年で行う場合がある。

(3) 履修生受入れの選考

履修生受入れの選考は、出願票に基づき科目開設大学が行う。科目開設大学は選考に当たり、可能な限り履修希望者を受入れるよう努める。

(4) 履修許可

科目開設大学は、選考結果を履修許可連絡票に記載の上、所属大学へ送付し、所属大学は学生に通知する。

※ 履修登録上の注意事項

科目開設大学での選考結果で許可されない場合を考慮して、単位互換科目の登録可否の結果が直接卒業要件単位に影響しないよう、所属大学においては学生に対し、履修科目における卒業要件単位の充足を考慮した履修計画をたてるよう指導する。卒業年次の学生には特に注意を促す。

(5) 特別聴講学生証等の発行

受入れ大学は、特別聴講学生証等を発行し、学生に携帯させる。

(6) 履修登録変更期間の設定

出願票の提出から受講決定まで時間を要するので、第1回目からの仮受講ができるように科目開設大学は配慮をすること。単位互換科目の履修が不可の場合、学生の所属大学においては、履修登録変更期間の設定に配慮する。

2. 履修

(1) 履修ガイダンス

科目開設大学に初めて通う学生にとって、キャンパス内の地理的不安ということがあるので、初回講義前（又は適当な時期）に履修生へガイダンス（大学等案内、教科書の購入方法、食堂配置、図書館の利用方法等）を実施することが望ましい。

(2) 休講措置

①科目開設大学は休講する場合、学生の所属大学へ連絡し、所属大学は学生へ周知する。

②ストライキ・台風等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、科目開設大学の定めによる。

(3) 保険への加入

特別聴講学生として受入れた学生のキャンパス内の事故等については、学生教育研究災害傷害保険等の適用が可能となるので、学生の所属大学において当保険又は同種の保険へ加入させる。

(4) 施設等の利用

各大学は、可能な限り特別聴講学生に、図書館その他の施設等の利用について便宜を図る。各大学の施設の利用については、「特別聴講学生に対する施設の利用一覧表」を参照のこと。

3. 試験

(1) 試験実施に関する規定

受験上の取り決め・追試制度・再試制度については、科目開設大学の規程による。

(2) 試験日の調整

特別聴講学生が履修する授業科目の試験が、所属大学の試験と重複する場合は、派遣大学の試験については、追試験等の措置を講ずるよう調整する。

4. 単位認定

(1) 単位認定

科目開設大学は、特別聴講学生の試験の成績を素点で評価の上、学生の所属大学へ通知する。学生の所属大学では、科目開設大学から報告された成績通知書に基づき、学生の所属大学の定める成績評価基準に基づいて所属大学の単位として認定する。なお、成績管理は学生の所属大学が行う。

(2) 成績通知の対象

成績通知の対象者は、履修許可後の辞退者、受講放棄者等も含め、全ての「履修許可者」とする。

(3) 単位修得証明書の発行

単位修得証明書は、所属大学でのみ発行する。

5. 成績通知

(1) 成績通知

特別聴講学生の成績通知は、学生の所属大学が窓口となり、通常科目の成績通知時に行うことを原則とする。

(2) 卒業判定に影響する成績通知

単位互換科目の単位取得が卒業判定に影響することが見込まれる場合は、科目開設大学から所属大学への成績通知の日程等について双方で協議する。

Ⅲ 授業料等

特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。（実習、教材等で別にかかる費用については、学生が科目開設大学へ直接納入する。）

